「生活援助プラン届出」問題学習会

根拠ない回答制限や、勝手なケアマネジャー締め付けはありませんか？
大阪府内各市町村の「届出・検証」の実態と対応策を考えます

今年 10 月から、訪問介護（生活援助）を一定回数以上位置付けたケアプランの届出がケアマネジャーに義務化されました。国は「サービスの利用制限を行うものではない」としていますが、ケアマネジャーにとっては、ケアプランを自治体に届け出ることは大きなプレッシャーです。早くも「回数削減」などの生活援助自粛の動きが広がっています。

大阪社保協では、大阪府内の全市町村を対象に緊急アンケートを行い、生活援助ケアプラン届出や提出後の検証・是正指導などについて調査しました。勝手なローカルルールが横行し、一部の自治体では国以上の締め付けを行っている実態も明らかになりました。

一方、厚生労働省は 10 月９日にこの問題についての自治体向けマニュアルを公表しました。

不当な生活援助回数制限を許さず、利用者の生活に必要なサービスを守るために「報告・学習会」を開催します。ぜひご参加ください。

2018 年 12月18日（火）午後6時30分～

大阪民医連会議室（定員 80 人／地図参照）

資料代／1，000円

報告

「生活援助ケアプラン届出」にどう立ち向かうか
～必要なサービスを守り、ケアマネジャーへの締め付けを許さないために

内容・生活援助ケアプラン届出　何が問題か
・大阪府内市町村の生活援助ケアプラン届出調査結果
・厚生労働省のマニュアル（自立ケアプラン議論の手引き）の内容と問題点

主催／大阪社会保障推進協議会

【連絡先】大阪社会保障推進協議会　大阪市北区錦町 2-2 国労会館内　電話 06-6354-8662　ＦＡＸ06-6357-0846

■■■■■■■■■■参加申込 FAX:06-6357-0846 ■■■■■■■■■■

□「生活援助ケアプラン届出」問題学習会に参加します

所属団体・医療機関・施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地（　　市・町・村）

ふりがな
お名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿